

# 吸収合併に関する事後開示書面

(吸収合併に係る事後備置書面)

株式会社ウィルグループ

株式会社ウィルオブ・ワーク

2023年5月1日

(吸収分割会社) 東京都中野区本町一丁目32番2号  
株式会社ウィルグループ  
代表取締役社長 大原 茂

(吸収分割承継会社) 東京都新宿区新宿三丁目1番24号  
株式会社ウィルオブ・ワーク  
代表取締役社長 村上 秀夫

### 吸収分割に関する事後開示書面

株式会社ウィルグループ（以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社 ウィルオブ・ワーク（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023年3月20日付で締結した吸収分割契約（以下「本件契約」といいます。）に基づき、2023年5月1日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社の外国人特化採用支援事業に係る事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は以下のとおりです。

#### 記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2023年5月1日

2. 吸収分割会社における事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 差止請求

本件分割は、吸収分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

本件分割は、吸収分割会社において会社法第784条第2項の規定に基づく簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

本分割は、吸収分割会社において新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存しないため、会社法第787条の規定による手続は実施していません。

(4) 債権者の異議

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 3 月 27 日付で官報公告及び電子公告において、その債権者に対し、本件分割に対する異議申述公告を行いました。本吸収分割に異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 吸収分割承継会社における事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 差止請求

吸収分割承継会社は吸収分割会社の完全子会社であるため、会社法第 796 条の規定に基づき、本件分割の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

吸収分割承継会社は吸収分割会社の完全子会社であるため、会社法第 797 条の規定に基づき、株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 債権者の異議

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 3 月 27 日付で官報及び日刊工業新聞において、その債権者に対し、本件分割に対する異議申述公告を行いました。本吸収分割に異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項  
(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

吸収分割承継会社は、本件効力発生日である 2023 年 5 月 1 日をもって、吸収分割会社から、本件契約に定める外国人特化採用支援事業に係る事業に関する資産、債務、契約上の地位及びその他の権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の変更登記は、いずれも 2023 年 5 月 1 日以降速やかに申請する予定です。

6. その他重要事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上

吸収分割に関する事前開示書面  
(吸収分割に係る事前備置書面)

株式会社ウイルグループ

株式会社ウイルオブ・ワーク

2023年3月27日

## 吸収分割に関する事前開示書面

(吸収分割会社) 会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

(吸収分割承継会社) 会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める書面)

(吸収分割会社) 東京都中野区本町一丁目32番2号

株式会社ウィルグループ

代表取締役社長 大原 茂

(吸収分割承継会社) 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

株式会社ウィルオブ・ワーク

代表取締役社長 告野 崇

株式会社ウィルグループ(以下、「吸収分割会社」といいます。)および株式会社ウィルオブ・ワーク(以下、「吸収分割承継会社」という。)は、2023年3月20日付けで締結した吸収分割契約(以下、「本吸収分割契約」という。)に基づき、2023年5月1日を効力発生日として、吸収分割会社の外国人特化採用支援事業に関する権利義務(以下、「本件承継権利義務」といいます。)を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割(以下、「本件分割」といいます。)を行うこととしました。

本件分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事項は以下のとおりです。

### 記

1. 本吸収分割契約の内容(会社法第782条第1項及び第794条第1項)  
別紙1のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号イ及び第192条第1号)  
本件分割に際しては、吸収分割承継会社は、吸収分割会社に対して本件承継権利義務の対価として株式、金銭、その他の財産の交付を行いません。吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であり、当該取り扱いは相当と判断しています。
3. 株式を吸収分割会社の株主の交付する旨の決議に関する事項(会社法施行規則第183条第2号及び第192条2号)  
該当事項はありません。

4. 吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号及び第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社および吸収分割承継会社についての事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ及び同規則第 192 条第 4 号イ）

吸収分割承継会社については、別紙 2 の通りです。分割会社は有価証券報告書を東京証券取引所に提出しています。「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」または分割会社の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

[https://willgroup.co.jp/ir/library/annual\\_securities\\_report/](https://willgroup.co.jp/ir/library/annual_securities_report/)

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ及び第 192 条 4 号ロ）

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

吸収分割会社である当社は、2023 年 3 月 31 日付で当社が保有するハイブリッド株式会社（当社連結子会社）の一部株式を、HIB パートナーズ株式会社に譲渡する予定です。また、2023 年 4 月 1 日付で当社が保有する株式会社ボーダーリンク（当社連結子会社）の全株式を、株式会社レアジョブ に譲渡する予定です。

6. 本件効力発生日後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号及び第 192 条第 7 号）

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社の 2022 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、本件効力発生日以降における吸収分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本件効力発生日以降において、吸収分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されていません。上記を踏まえ、また、吸収分割会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑み、本件効力発生日以降における吸収分割会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しています。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割承継会社の 2022 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、本件効力発生日以降における吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を十

分に上回る見込みです。また、本件効力発生日以降において、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されていません。上記を踏まえ、また、吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑み、本件効力発生日以降における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しています。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第183条第7号及び第192条第8号）変更がありましたら直ちに開示いたします。

以上

## 別紙 1

本吸収分割契約の内容





## 吸収分割契約書

株式会社ウィルグループ（以下「甲」という。）及び株式会社ウィルオブ・ワーク（以下「乙」という。）は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割につき、令和5年3月20日（以下「本契約締結日」という。）付けで、以下のとおり、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、甲の外国人採用支援事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙は、甲からこれを承継する（本条に基づく吸収分割を以下「本吸収分割」という。）。

### 第2条（分割当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。

#### (1) 吸収分割会社（甲）

商号：株式会社ウィルグループ  
住所：東京都中野区本町一丁目32番2号

#### (2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社ウィルオブ・ワーク  
住所：東京都新宿区新宿三丁目1番24号

### 第3条（承継する権利義務等）

- 乙が、本吸収分割により甲から承継する資産、契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、本効力発生日（第5条において定義する。以下本条において同じ。）における別紙1.1「承継権利義務明細表」記載の権利義務とする。
- 本吸収分割に基づく甲から乙への債務の承継は、すべて免責的債務引受の方法による。
- 本吸収分割に基づき、本事業に関わる甲の従業員（以下「本対象従業員」という）を令和5年5月1日付けで乙に転籍させるものとする。当該転籍に係る条件の詳細については、本効力発生日までに、甲及び乙が別途協議の上定めるものとする。
- 甲及び乙は、本効力発生日後、乙において本事業の運営保守、その他の業務を円滑に遂行がすることができるようにする。

### 第4条（本吸収分割の対価）

乙は甲の完全子会社であるため、本吸収分割に係る対価は、無対価とする。

### 第5条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、令和5年5月1日とする。ただし、本吸収分割の手續進行等に応じて必要がある場合には、甲乙協議の上、本効力発生日を変更することができる。

### 第6条（本吸収分割の実行）

甲は、本吸収分割の効力発生後、実務上可能な範囲で速やかに、乙に対し、甲及び乙が別途協議により定める物件（別紙2.1「引渡対象物件一覧」記載の物件を含むがこれに限られない。）を引き渡す。

#### 第7条 (表明及び保証)

1. 甲は、乙に対し、本契約締結日、本基準日（本効力発生日の前々日をいう。以下同じ。）及び本効力発生日（ただし、これと異なる時点が明記されているものについては当該時点）において、別紙 3.1「甲の表明保証事項」記載の各事項が真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。
2. 乙は、甲に対し、本契約締結日、本基準日及び本効力発生日において、別紙 3.2「乙の表明保証事項」記載の各事項が真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。
3. 前二項に定める表明及び保証の対象事項に関する相手方（念のため付言すると、第1項については乙を、前項については甲をそれぞれ意味する。）の認識及び認識可能性は、かかる表明及び保証の効力に一切影響を及ぼさない。

#### 第8条 (誓約事項)

1. 甲は、本効力発生日までの間、以下の各号に定める義務を負う。
  - (1) 本基準日までに、取締役決定及び株主総会における本吸収分割の承認決議その他本吸収分割の実行のために法令及び定款その他の社内規則上必要とされる手続きをすべて完了させる。
  - (2) 善良なる管理者の注意をもって本事業に係る業務の執行及び財産の管理を行い、本吸収分割に重大な影響を及ぼす行為については、予め乙と協議し、乙の事前の承諾を得た上でこれを行う。
  - (3) 本基準日までに、本承継対象権利義務に含まれる契約のうち、本吸収分割の実行に先立って相手方の承諾の取得、相手方への通知その他の手続が必要となるもの（本吸収分割の実行に起因して相手方に解除権や損害賠償請求権その他の請求権が発生する契約及び期限の利益を喪失する契約を含む。）につき、それぞれの契約が定める方法に従い（当該契約に定めがない場合には、乙が合理的に満足する方法により）、承諾の取得、通知その他の手続を完了させる。
  - (4) 本基準日までに、本承継対象権利義務に含まれる資産のうち、本吸収分割に基づく権利の移転に関して登記、登録その他の手続を要するものにつき、乙において当該手続を実施するために必要となる一切の書類を乙に対して交付する。
  - (5) 第7条第1項に定める甲の表明及び保証に違反することになる行為を行わず、表明及び保証に違反し、又はその可能性のある事実を甲が認識したときは、直ちにその旨を書面により乙に通知する。
  - (6) 乙の要請があった場合には、合理的な範囲で、乙に対して本事業に関する情報を提供する。
2. 乙は、本効力発生日までの間、以下の各号に定める義務を負う。
  - (1) 本基準日までに、取締役会及び株主総会における本吸収分割の承認決議その他本吸収分割の実行のために法令及び定款その他の社内規則上必要とされる手続きをすべて完了させる。
  - (2) 第7条第2項に定める乙の表明及び保証に違反することになる行為を行わず、表明及び保証に違反し、又はその可能性のある事実を乙が認識したときは、直ちにその旨を書面により甲に通知する。
3. 甲は、本効力発生日以降、以下の各号に定める義務を負う。
  - (1) 本承継対象権利義務に含まれる資産のうち、本吸収分割に基づく権利の移転に関して登記、登録その他の手続を要するものにつき、乙が当該手続を実施するために協力を求めた場合は、誠実に協力する。

#### 第9条 (賠償又は補償)

1. 甲は、第7条第1項に定める甲の表明及び保証が真実でなく若しくは不正確であった場合又は本契約に規定する甲の義務に違反があった場合には、乙による本契約の解除

の有無にかかわらず、当該違反との間に相当因果関係のある乙の損害、損失及び費用（乙が合理的に算定した逸失利益並びに弁護士報酬及び費用を含み、以下「損害等」という。）を賠償又は補償する。なお、甲の表明及び保証が真実でなく又は不正確であったことにより、本事業の事業価値に減少が生じていたことが判明した場合、当該減少額は乙に生じた損害等とみなす。乙は、第7条第2項に定める乙の表明及び保証が真実でなく若しくは不正確であった場合又は本契約に規定する乙の義務に違反があった場合には、甲による本契約の解除の有無にかかわらず、当該違反との間に相当因果関係のある甲の損害等を賠償又は補償する。

#### 第10条（条件変更及び解除）

1. 本契約締結後、本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は、合意の上、本契約に規定する条件を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 本条に基づき、本契約が解除された場合であっても、前条、本項及び次条乃至第15条の規定は引き続き効力を有する。

#### 第11条（費用負担）

本吸収分割が実行されるか否かにかかわらず、甲及び乙は、本吸収分割に関する交渉、準備、締結又は実行に関連して自らに発生したすべての費用（弁護士、会計士、税理士、司法書士、その他の代理人又はアドバイザーの費用を含む。）を、それぞれ負担するものとする。ただし、本承継対象権利義務の移転に要する費用については、甲乙それぞれに発生したものを甲乙それぞれが負担する。

#### 第12条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

#### 第13条（管轄）

本契約及び本契約に基づき、又はこれに関連して生じる本契約の当事者の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第14条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

本契約成立の証として、本書 1 通を作成し、甲が正本を、乙がその写しをそれぞれ記名押印の上保有する。

令和 5 年 3 月 20 日

甲 : 東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号  
株式会社ウィルグループ  
代表取締役 大原 茂



乙 : 東京都新宿区新宿三丁目 1 番 24 号  
株式会社ウィルオブ・ワーク  
代表取締役 告野 崇



別紙 1.1 「承継権利義務明細表」

承継権利義務明細表

1. 契約上の地位（雇用契約を除く。）及び当該契約に基づく権利業務  
本事業に属する売買契約、業務委託契約、リース契約、ライセンス契約その他本事業に係る一切の契約上の地位（雇用契約を除く。）及び当該契約に基づき発生する一切の権利業務とする。

別紙 2.1 「引渡対象物件一覧」

引渡対象物件一覧

- 1 本事業に属するコンピュータプログラム一式及びコンテンツデータを含むサーバー
- 2 本事業に属する Facebook アカウント
- 3 本事業に属する web ページ

## 別紙 3.1 「甲の表明保証事項」

### 甲の表明及び保証

1. 設立及び存続  
甲は、日本法に準拠して適法かつ有効に設立され、適法かつ有効に存続している特例株式会社であり、その財産を所有し、本契約を締結し、本契約上の義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有している。
2. 本契約の締結及び履行  
甲による本契約の締結及び本契約上の義務の履行は、法令等又は社内規則上必要な機関により適法かつ有効に承認されており、必要な社内手続をすべて履践している。
3. 本契約の有効性及び執行可能性  
本契約は、甲により、適法かつ有効に締結されており、乙においても適法かつ有効に締結されていることを前提とすれば、その条項に従って、適法かつ有効で法的拘束力があり、甲に対して強制執行が可能な甲の義務を構成する。
4. 違反又は不履行の不存在  
甲による本契約の締結及び本契約上の義務の履行は、(i)法令等に違反せず、(ii)甲に適用される裁判所、監督官庁その他の司法機関・行政機関、自主規制機関又は業界団体の判決、決定、命令、裁判上の和解、免許、許可、認可その他の判断（以下「司法・行政機関等の判断等」という。）に違反するものでなく、(iii)甲の定款その他の社内規則に違反せず、かつ、(iv)甲を当事者とし、又はその資産を拘束する法的拘束力を有する書面又は口頭による合意（以下「契約等」という。）に違反するものではない。
5. 甲の状態  
甲は、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始その他類似の倒産手続開始の申立てをしておらず、かつ、第三者によるかかる手続の申立てもされていない。また、甲は、支払不能又は支払停止の状態になく、本契約の締結又は本契約上の義務を履行することによりこれらの状態に陥ることもない。
6. 甲の意図  
甲は、本契約の締結又は本契約上の義務の履行により甲の債権者を害する意図その他の不当又は不法な意図を有していない。
7. 反社会的勢力  
甲、甲の役員及び従業員は、(i)反社会的勢力に現に該当せず、かつ、過去に該当したこともなく、(ii)反社会的勢力から、直接又は間接を問わず資金提供、援助その他の便益の供与を行っておらず、(iii)反社会的勢力から、かかる便益の供与を受けておらず、かつ(iv)反社会的勢力との間で何らの取引関係、友好関係その他類似の関係を有していない。また、甲は反社会的勢力に属する者又はそれらと密接な関係を持つ者を甲の役員に選任し又は従業員として雇用しておらず、反社会的勢力がその経営に関与していない。
8. 契約  
(1) 本事業の運営に必要な契約は、別紙 3.1-8「本事業関連契約一覧」以外に存在し



ない。

- (2) 甲は、本承継対象権利義務に含まれるすべての契約につき、それぞれの契約に基づく義務のすべてを適正に履行済みであり、そのいずれについても債務不履行事由は生じていない。また、それぞれの契約のいかなる相手方についても債務不履行事由は生じていない。
- (3) 本承継対象権利義務に含まれるすべての契約は、本吸収分割の効力発生後も、解除、解約、取消しその他の事由により解消されず、乙が合理的に満足する期間継続することが確実である。
- (4) 本承継対象権利義務には、通常の商取引として独立当事者間における一般的な取引条件より甲にとって不利益となる取引条件を定める契約は含まれていない。

#### 9. 本事業の運営

本承継対象権利義務の承継により、乙は本事業を本契約締結日前と同様の態様にて運営することが可能であり、これらの他に、本事業を本契約締結日前と同様の態様にて運営するために必要となる資産、債務、雇用契約その他の権利義務はない。

#### 10. 本事業に係る法令違反等

- (1) 本事業の資産、負債、損益、権利義務について重大な悪影響を及ぼす事実又はそのおそれのある事実は発生していない。
- (2) 甲は、本事業の遂行にあたり、適用のある法令等及び司法・行政機関等の判断等に違反していない。

#### 11. 知的財産

甲は、本事業について、(i)事業を遂行するにあたり必要なすべての特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権について、自ら保有するか又は知的財産権を使用する権利を有しており、(ii)第三者の知的財産権を侵害しておらず、(iii)過去に侵害した事実もなく、(iv)侵害しているとのクレームを受けたこともない。

#### 12. 許認可等

甲は、本事業につき、事業を遂行するために必要な許認可等の一切を適法かつ有効に取得し維持しており、これらの許認可等が無効となり、取り消され、又は更新が拒絶されることとなる事由は存在せず、本吸収分割によりこれらの事由が生じるおそれも存在しない。甲は、本事業につき、司法・行政機関等から命令、処分、勧告、指摘、指導を受けたことはなく、それらのおそれも存在しない。

#### 13. 労働関係

甲は、本事業に主として従事し若しくは従事していた従業員又は本承継対象権利義務に自らの雇用契約が含まれる従業員（以下「対象従業員」と総称する。）に対し法令等上支払義務を負っているすべての賃金を支払っている。甲には、対象従業員に関し、ストライキ、ピケッティング、業務停止、怠業その他従業員との間での労働紛争は存在せず、そのおそれもない。甲は、対象従業員との関係で、(i)適用のあるすべての労働関係の法令等を遵守しており、また、厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労働者災害補償保険を含む社会保険料及び労働保険料その他の甲において支払う必要のある支出をいずれも法令等に従って遅滞なく支払っており、未払いのものはない。また、これらの保険について必要な一切の手続を適法に履行している。甲においては、本事業又は対象従業員に関連して、労働局、労働基準局、労働基準監督署その他の労働関連監督機関から何らかの指摘・指導を受けておらず、受けるおそれもない。



14. 紛争

本事業につき、甲を被告、債務者、被申立人その他手続の相手方又は対象として係属中の訴訟、保全手続、強制執行手続、調停、仲裁その他の司法又は行政手続は存在せず、本事業に係る資産、負債、損益、権利義務に対して重大な影響を及ぼす潜在的紛争も存在しない。

15. その他重要な事項

本事業に重大な悪影響を及ぼす事象又は重大な損害を生ぜしめる事象は存在せず、本吸収分割によりこれらの事象が生じるおそれもない。

16. 適切な開示

本吸収分割に関連する甲と乙との間の交渉の過程において、甲が開示又は提供した情報には、誤りがなく、また、誤解を生じさせ得る内容が含まれておらず、誤解を与え得るような事実の省略もない。

以上

別紙 3.2 「乙の表明保証事項」

乙の表明及び保証

1. 設立及び存続

乙は、日本法に準拠して適法かつ有効に設立され、適法かつ有効に存続している株式会社であり、その財産を所有し、本契約を締結し、本契約上の義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有している。

2. 本契約の締結及び履行

乙による本契約の締結及び本契約上の義務の履行は、法令等又は社内規則上必要な機関により適法かつ有効に承認されており、必要な社内手続をすべて履践している。

3. 本契約の有効性及び執行可能性

本契約は、乙により、適法かつ有効に締結されており、甲においても適法かつ有効に締結されていることを前提とすれば、その条項に従って、適法かつ有効で法的拘束力があり、乙に対して強制執行が可能な乙の義務を構成する。

4. 違反又は不履行の不存在

乙による本契約の締結及び本契約上の義務の履行は、(i)法令等に違反せず、(ii)乙に適用される司法・行政機関等の判断等に違反するものでなく、(iii)乙の定款その他の社内規則に違反せず、かつ、(iv)乙を当事者とし、又はその資産を拘束する契約等に違反するものではない。

5. 乙の状態

乙は、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始その他類似の倒産手続開始の申立てをしておらず、かつ、第三者によるかかる手続の申立てもされていない。また、乙は、支払不能又は支払停止の状態になく、本契約の締結又は本契約上の義務を履行することによりこれらの状態に陥ることもない。

6. 乙の意図

乙は、本契約の締結又は本契約上の義務の履行により乙の債権者を害する意図その他の不当又は不法な意図を有していない。

7. 反社会的勢力

乙、乙の役員及び従業員は、(i)反社会的勢力に現に該当せず、かつ、過去に該当したこともなく、(ii)反社会的勢力から、直接又は間接を問わず資金提供、援助その他の便益の供与を行っておらず、(iii)反社会的勢力から、かかる便益の供与を受けておらず、かつ(iv)反社会的勢力との間で何らの取引関係、友好関係その他類似の関係を有していない。また、乙は反社会的勢力に属する者又はそれらと密接な関係を持つ者を乙の役員に選任し又は従業員として雇用しておらず、反社会的勢力がその経営に関与していない。

以上



## 別紙2

ウィルオブ・ワークの最終事業年度に係る  
計算書類等の内容

# 事業報告

〔 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで 〕

## 1. 企業の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により首都圏を中心に断続的な緊急事態宣言等が発令されていたものの、足元では厳しい状況が緩和され、景気の持ち直しの動きがみられます。しかしながら、海外経済の下振れリスク、エネルギー・原材料価格の上昇や為替相場変動などに注視する必要があります。

セールスアウトソーシング事業の通信以外の分野及びファクトリーアウトソーシング事業では感染症拡大による影響があったものの、セールスアウトソーシング事業の通信分野、コールセンターアウトソーシング事業、介護ビジネス支援事業については、需要は底堅く推移しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は61,699百万円（前事業年度比33.1%増）、営業利益は1,782百万円（同44.3%増）、経常利益は1,850百万円（同29.5%増）、当期純利益は1,172百万円（同26.4%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりです。

#### (セールスアウトソーシング事業)

セールスアウトソーシング事業については、新型コロナウイルス感染症拡大により、首都圏を中心に断続的に緊急事態宣言等が発令されたことにより、アパレル分野、セールスプロモーション分野で影響がありました。ただし、主力の通信分野においては、5G回線に対応した端末販売の増加による機会等により、通信分野の売上は堅調に推移しました。

以上の結果、セールスアウトソーシング事業の売上高は15,819百万円（同4.5%増）となりました。

#### (コールセンターアウトソーシング事業)

コールセンターアウトソーシング事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、非対面でのサービス需要、企業のアウトソーシング需要は堅調であり、収益性の高い金融機関案件やインハウス案件の拡大に取り組みました。

以上の結果、コールセンターアウトソーシング事業の売上高は17,041百万円（同1.0%増）となりました。

(介護ビジネス支援事業)

介護ビジネス支援事業については、新型コロナウイルス感染症拡大に感染症拡大による介護施設の利用者数低下等により、人材派遣の新規オーダー、人材紹介オーダーは減少したものの、人材派遣は堅調に推移しました。また、人材紹介の拡大に向け、紹介予定派遣の拡大に取り組みました。

以上の結果、介護ビジネス支援事業の売上高は13,677百万円(同3.5%増)となりました。

(ファクトリーアウトソーシング事業)

ファクトリーアウトソーシング事業については、顧客の生産調整等により、既存及び新規オーダー数が減少したため、減収となりました。このような状況を受け、収益性を重視し、顧客との契約条件の見直し、グループ会社間の合併による管理業務・拠点統合等、収益性の改善に取り組みました。

以上の結果、ファクトリーアウトソーシング事業の売上高は13,617百万円となりました。

(その他の事業)

その他の事業におきましては、DXの急速な進展やITをとりまく顧客ニーズの多様化により、IT人材派遣・紹介サービスの需要が堅調に推移しました。

以上の結果、その他の事業の売上高は1,542百万円(同34.6%増)となりました。

事業別売上高

事業区分	第25期 (2021年3月期)		第26期 (当事業年度) (2022年3月期)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
セールス アウトソーシング事業	15,141	32.6	15,819	25.6	677	4.5
コールセンター アウトソーシング事業	16,866	36.4	17,041	27.6	175	1.0
介護ビジネス支援事業	13,218	28.5	13,677	22.2	458	3.5
ファクトリー アウトソーシング事業	-	-	13,617	22.1	13,617	-
その他の事業	1,145	2.5	1,542	2.5	397	34.6
合計	46,372	100.0	61,699	100.0	15,327	33.1

② 設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資の総額は、170 百万円です。

その主なものは、新規拠点開設等（99 百万円）及び自社ホームページの改修（69 百万円）です。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、運転資金として、親会社である株式会社ウィルグループより短期借入金として 38,022 百万円の調達を行いました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っていません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

2021 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を存続会社、株式会社ウィルオブ・ファクトリーを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 23 期 (2019 年 3 月期)	第 24 期 (2020 年 3 月期)	第 25 期 (2021 年 3 月期)	第 26 期 (当事業年度) (2022 年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	44,323	46,778	46,372	61,699
経 常 利 益 (百万円)	930	1,560	1,429	1,850
当 期 純 利 益 (百万円)	584	974	927	1,172
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 ( 円 )	182,565.78	304,591.12	289,922.38	366,423.37
総 資 産 (百万円)	8,207	8,010	8,101	10,452
純 資 産 (百万円)	1,340	1,699	1,652	2,140

1 株 当 た り 純 資 産 額 ( 円 )	418,815.26	531,085.91	516,381.29	668,752.52
----------------------------	------------	------------	------------	------------

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社ウィルグループであり、同社は当社の株式 3,200 株 (議決権比率 100%) を保有しています。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社スプレイジ	60 百万円	100%	セールスアウトソーシング事業



#### (4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりです。

##### ① 顧客満足度の向上

市場環境の変化に伴い、顧客ニーズは、多様化・高度化が進んでいます。その多様化したニーズに対応すべく、顧客との連携を密にし、ニーズを的確に把握する体制を強化します。また、高度化したニーズに対しても、専門性を高めるための組織体制、運営体制を強化することで、顧客企業の満足度を高め、顧客から選ばれる企業を目指します。

##### ② 人材の確保と育成

人材の確保は当社の成長の礎であり、競争上の優位性、持続的な成長を実現するためには、スタッフの採用と育成と定着が重要な課題です。

スタッフの確保のための採用活動においては、2019年10月に当社グループの人材派遣や人材紹介等“働く”の事業領域ブランドを「WILLOF（ウィルオブ）に統一し、グループ全体の認知度及びサービス向上に取り組むことで、自社ホームページからの採用活動やスタッフからの紹介による採用に重点を置くことで独自採用ルートを強固なものにすること、そして選考基準の厳格化を図ります。

育成、定着においては、就業先での必要なスキルマインドを取り組んだ就業前研修を更に充実させ、就業しているスタッフに対する定期的なフォローアップを行っていくことで定着率を高めていきます。

##### ③ 事業領域の拡大

当社では、オペレータ、介護スタッフ、工場における作業スタッフの派遣、あるいは業務請負を中心に事業を行うことで経営基盤の安定化を図ってきました。今後も、それぞれの分野でのシェアを高めていくために積極的に営業活動を行います。

#### (5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業区分	事業内容
セールスアウトソーシング事業	主に家電量販店等における販売業務を行うスタッフの派遣・紹介、業務請負、販促プロモーションサービスを行っています。
コールセンターアウトソーシング事業	主に、コールセンターを運営する企業、オフィス等へのスタッフの派遣・紹介、業務請負を行っています。
介護ビジネス支援事業	主に介護施設等における介護スタッフの派遣・紹介を行っています。
ファクトリーアウトソーシング事業	主に工場等における軽作業を中心とした工程の業務請負、作業スタッフの派遣・紹介を行っています。

そ の 他 の 事 業	エンジニア等の派遣・紹介サービス等を行っています。
-------------	---------------------------

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

機 能	主 な 拠 点
本 社	東京都新宿区
支 店	札幌 (札幌市)、盛岡 (盛岡市)、仙台 (仙台市)、郡山・郡山第二 (郡山市)、水戸 (水戸市)、茨城 (常総市)、宇都宮 (宇都宮市)、小山 (小山市)、高崎 (高崎市)、大宮 (さいたま市)、熊谷 (熊谷市)、川越・川越第二 (川越市)、千葉 (千葉市)、柏 (柏市)、西新宿 (新宿区)、北千住 (足立区)、秋葉原・東京 (千代田区)、池袋 (豊島区)、立川 (立川市)、八王子 (八王子市)、横浜 (横浜市)、厚木 (厚木市)、藤沢 (藤沢市)、川崎 (川崎市)、新潟 (新潟市)、金沢 (金沢市)、甲府 (甲府市)、長野 (長野市)、松本 (松本市)、静岡 (静岡市)、浜松 (浜松市)、名古屋・名古屋第二 (名古屋市)、岡崎 (岡崎市)、三重・四日市 (四日市市)、滋賀 (草津市)、奈良 (奈良市)、京都 (京都市)、大阪・大阪第二・大阪第三・天王寺 (大阪市)、神戸 (神戸市)、西宮 (西宮市)、姫路 (姫路市)、岡山 (岡山市)、広島 (広島市)、高松 (高松市)、松山 (松山市)、北九州 (北九州市)、福岡 (福岡市)、長崎・長崎第二 (長崎市)、熊本 (熊本市)、宮崎 (宮崎市)、鹿児島 (鹿児島市)、沖縄 (那覇市)
コールセンター	山形 (山形市)、郡山 (郡山市)、金沢 (金沢市)、高知 (高知市)

(7) 当社の使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,545 (146) 名	709名増 (12名増)	34.0歳	5.33年

(注) 使用人数は就業人数であり、パート及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社ウィルグループ	257百万円

(9) その他事業の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- |            |          |
|------------|----------|
| ① 発行可能株式総数 | 12,800 株 |
| ② 発行済株式総数  | 3,200 株  |
| ③ 株主数      | 1 名      |
| ④ 大株主      |          |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ウィルグループ	3,200 株	100%

(注) 自己株式は保有していません。

### (2) 会社役員状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	告 野 崇	株式会社ウィルグループ 取締役 株式会社ウィルオブ・コンストラクション 取締役 株式会社クリエイティブバンク 取締役 株式会社ボーダーリンク 取締役 株式会社スプレイジ 取締役
取 締 役	村 上 秀 夫	株式会社ウィルオブ・チャレンジ 代表取締役
取 締 役	武 田 広 伸	株式会社ウィルグループ 執行役員 兼 グ ローバルビジネス本部長 株式会社シテミル 代表取締役
取 締 役	土 肥 貞 之	-
取 締 役	松 山 健 二	-
取 締 役	大 原 茂	株式会社ウィルグループ 代表取締役社長 株式会社ウィルオブ・コンストラクション 取締役 フォースタートアップス株式会社 取締役
監 査 役	澤 田 静 華	株式会社ウィルグループ 社外監査役 株式会社ウィルオブ・コンストラクション 監査役 株式会社ボーダーリンク 監査役 フォースタートアップス株式会社 監査役

- (注) 1. 株式会社ウィルオブ・ワーク及び株式会社ウィルオブ・ファクトリーは、2021年7月1日を効力発生日として、株式会社ウィルオブ・ワークを存続会社、株式会社ウィルオブ・ファクトリーを消滅会社とする吸収合併を行いました。
2. 土肥貞之氏は、2021年6月17日開催の定時株主総会において、取締役を選任され、同年7月1日付で就任しました。
3. 松山健二氏は、2021年2月18日開催の臨時株主総会において、取締役を選任され、同年4月1日付で就任しました。

② 取締役及び監査役の報酬等

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 ( - )	111百万円 ( - )
監査役 (うち社外監査役)	1名 ( - )	- ( - )
合計 (うち社外役員)	7名 ( - )	111百万円 ( - )

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでいません。
2. 上記取締役の人数には無報酬の取締役1名を含んでいます。
3. 取締役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第9回定時株主総会において月額10百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。
4. 監査役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第9回定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいています。

# 貸借対照表

(2022年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>8,917</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,264</b>
現金及び預金	1,237	買掛金	155
売掛金	7,510	1年以内返済予定の長期借入金	57
貯蔵品	1	関係会社短期借入金	200
前払費用	147	リース債務	2
貸倒引当金	△2	未払金	5,255
その他	22	未払費用	636
<b>固定資産</b>	<b>1,534</b>	前受金	35
<b>有形固定資産</b>	<b>584</b>	預り金	116
建物及び付属設備	316	未払法人税等	113
構築物	3	未払消費税等	971
車両運搬具	1	賞与引当金	715
工具、器具及び備品	99	紹介収入返金引当金	5
土地	152	<b>固定負債</b>	<b>47</b>
リース資産	12	長期リース債務	9
<b>無形固定資産</b>	<b>152</b>	株式報酬引当金	37
ソフトウェア	118	<b>負債合計</b>	<b>8,312</b>
のれん	33	<b>純資産の部</b>	
その他	1	<b>株主資本</b>	<b>2,140</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>797</b>	資本金	99
破産更生債権等	5	<b>資本剰余金</b>	<b>376</b>
関係会社株式	60	資本準備金	126
投資有価証券	0	その他資本剰余金	250
出資金	70	<b>利益剰余金</b>	<b>1,665</b>
長期前払費用	1	利益準備金	18
繰延税金資産	393	その他利益剰余金	1,647
敷金保証金	271	繰越利益剰余金	1,647
貸倒引当金	△5		
		<b>純資産合計</b>	<b>2,140</b>
<b>資産合計</b>	<b>10,452</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>10,452</b>

(注) 百万円未満については、切り捨てて表示しています。

# 損益計算書

〔 2021年4月1日 から  
2022年3月31日 まで 〕

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		61,699
売上原価		49,919
売上総利益		11,780
販売費及び一般管理費		9,997
営業利益		1,782
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	5	
助成金収入	71	
その他	6	83
営業外費用		
支払利息	12	
その他	3	15
経常利益		1,850
特別損失		
事務所移転損失	0	
固定資産除却損	21	21
税引前当期純利益		1,828
法人税、住民税及び事業税	629	
法人税等調整額	26	656
当期純利益		1,172

(注) 百万円未満については、切り捨てて表示しています。

## 株主資本等変動計算書

〔 2021年4月1日 から  
2022年3月31日 まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	99	126	36	162	18	1,373	1,391
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△1,406	△1,406
企業結合による増 加	-	-	214	214	-	507	507
当期純利益	-	-	-	-	-	1,172	1,172
当期変動額合計	-	-	214	214	-	273	273
当期末残高	99	126	250	376	18	1,647	1,665

	株主資本	純資産 合計
	株主資本 合計	
当期首残高	1,652	1,652
当期変動額		
剰余金の配当	△1,406	△1,406
企業結合による増 加	721	721
当期純利益	1,172	1,172
当期変動額合計	487	487
当期末残高	2,140	2,140

(注) 百万円未満については、切り捨てて表示しています。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券  
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産  
貯蔵品 最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び付属設備 3年～15年

構築物 2年～12年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2年～8年

##### ② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によります。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

##### ④ 長期前払費用

均等償却

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

##### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。

##### ③ 紹介収入返金引当金

人材紹介収入返金による損失に備えるため、返金実績率により計上しています。

##### ④ 株式報酬引当金



役員向け株式交付信託による親会社株式の交付に備えるため、株式交付規定に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しています。

#### (4) 収益及び費用の認識基準

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、約束した商品又は役務を顧客に移転し、顧客が当該商品又は役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しています。

- ステップ1：契約の識別
- ステップ2：履行義務の識別
- ステップ3：取引価格の算定
- ステップ4：履行義務への取引価格の配分
- ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

##### ① 人材派遣契約

顧客との労働者派遣契約に基づいて顧客に派遣した、当社と雇用契約を締結した派遣スタッフの派遣期間の稼働実績に応じて収益認識しています。

##### ② 人材請負契約

顧客との請負契約に基づく業務の完了が履行義務を充足する時点と判断し、業務完了時点において収益認識しています。

##### ③ 人材紹介契約

顧客との人材紹介契約に基づき、顧客からの求人要件に該当する人材の顧客への紹介の完了が履行義務を充足する時点と判断し、紹介の完了時点において収益認識しています。

なお、これらの契約に重大な金融要素は含まれていません。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる事項

##### ① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によります。

##### ② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

## 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 3,200株

### (2) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月17日 定時株主総会	普通株式	927百万円	289,900円	2021年3月31日	2021年6月18日

2021年11月19日 取締役会	普通株式	478百万円	149,600円	2021年9月30日	2021年11月25日
---------------------	------	--------	----------	------------	-------------

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月16日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	693百万円	216,823円	2022年3月31日	2022年6月17日

### 3. その他の注記

該当事項はありません。

## 監 査 報 告 書

2021年4月1日から2022年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともにインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2022年5月19日

株式会社ウィルオブ・ワーク

監査役 澤田 静華 ㊞